

八街市生活支援市内共通商品券登録事業者募集要項

市では、八街市高齢者及び障がい者等に対する商品券交付事業実施要綱に基づく商品券が使用できる登録事業者を次のとおり募集します。

1. 登録できる事業者

八街市内に本店若しくは営業所があり事業を行っている法人または個人。
ただし、商品券の使用できない商品等のみを扱っている法人または個人を除く。

※ 商品券の使用できない商品

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税及び使用料等の公租公課

2. 登録事業者の義務

登録事業者は、八街市高齢者及び障がい者等に対する商品券交付事業実施要綱を遵守しなければならない。

登録事業者は、新型コロナウイルス感染予防について、国、県、市および該当する業界団体等から示された感染予防対策を講じるものとする。

登録事業者は、登録受付完了時に交付する登録証に記載する事項を遵守しなければならない。

3. 登録の受け付け

登録を希望する事業者は所定の事業者登録申込書に記入、捺印のうえ、市内での営業を確認できるもの（営業許可証のコピー等）を登録場所まで持参してください。

4. 登録受付場所・登録受付期間

受付場所 八街商工会議所 八街市八街ほ224番地

受付期間 令和2年8月7日から令和3年2月28日まで

第一次締め切りは8月31日。8月31日までに登録受付した事業者については商品券発送時に同封する登録事業者一覧に掲載します。

5. 商品券の換金方法等

交付対象者等が登録事業者で使用した商品券は、本事業の委託先まで、登録証に八街市生活支援市内共通商品券換金請求書及び明細書に商品券を添えて持参してください。原則としてその場で商品券を確認し換金します。

使用期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

換金受付 社会福祉法人 八街市社会福祉協議会

換金期間 令和2年10月1日から令和3年3月15日まで（期間厳守）

6. 留意事項

本事業は、生活支援並びに消費喚起を目的に市内の高齢者等約24,000人に商品券を発送し、感染拡大の防止を図りながら実施するものです。

過度な消費の煽動等によって感染拡大の要因になることのないよう十分な配慮のもと事業実施にご協力願います。

商品券の取り扱いにつきましては、商品券額面以下での使用禁止、釣り銭なしの徹底等、市民に疑念を抱かれることのないよう留意願います。

7. 問い合わせ先・換金受付場所

【生活支援市内共通商品券交付事業委託先】

社会福祉法人 八街市社会福祉協議会

八街市八街ほ35番地29 八街市総合保健福祉センター3階

電話 043-443-0748

ファックス 043-443-1761